

新たな「自殺総合対策大綱」の素案に関する意見

2022年4月から日本の高等学校学習指導要領改訂により、保健体育の「現代社会と健康」に「精神疾患の予防と回復」の項目が盛り込まれました。このような教育的取り組みは、偏見の解消や病気の早期発見につながるものであると評価できますが、知識を得るだけではスティグマを付与することにもなりかねません。

日本を含む近年の国際調査や研究では、4～5人に1人が一生のうちに精神疾患にかかり、その半分以上が15歳までに発症していることが報告されています。また、精神疾患においても早期発見・早期治療が回復への鍵となりますが、10代の子供たちは第二次性徴に伴い心身のバランスを崩しやすく、周囲も精神疾患等の発症に気づきにくいということもわかっています。昨今、児童の自殺者数が増加している中において、令和2年度に実施された「自殺の原因・動機」についての調査結果では「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」、「病気の悩み・影響（うつ病）」の項目を合わせると22.5%に上っています（小学生、中学生、高校生を対象）¹⁾。

このような現状を踏まえると、何らかの精神疾患が疑われる児童を精神科の専門治療につなげることだけでは、十分な自殺予防効果が得られていない可能性があり、心の健康の保持に係る教育または啓発を同時に行うことで予防効果を高めることができると考えます。こころの不調や精神疾患についての知識を得ることは、自身の病気を予防したり、自分の心の不調に気づくことで、周囲の大人や友人に相談する力を養うことにも繋がります。自殺予防対策の観点からも、こころの健康や精神疾患についての教育は高等学校のみでは不十分であり、義務教育から高等教育課程まで一貫した教育及び啓発を進める必要があるものと考えます。

1) 令和3年度 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議資料より引用